

総務文教常任委員会報告

令和4年3月29日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年3月22日午前9時55分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、3月17日に本委員会に付託されました議案8件と陳情1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長、産業振興課長、教育委員会事務局長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る3月17日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第24号 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

質疑：押印の廃止に伴う関係条例の整備だが、押印の廃止自体は既に決められていたのか。

回答：押印の廃止については、令和2年7月に国の規制改革推進会議の中で、テレワークの推進やデジタル時代の取組みに向けて、押印廃止を進めていく方針が示されている。それを受けての条例改正である。必ずしも自治体でしなければならないということではないが、国が方針を示したので、それを受けて各自治体が取組みを行っている。

質疑：制定内容に記載の固定資産評価審査委員会条例の一部改正と、美浜町火入れに関する条例の一部改正によって押印を廃止することに限定されているが、これにより他の行政手続における押印等の廃止も完了するのか。

回答：今回、条例関係で押印を規定しているのが、固定資産評価審査委員会条例と美浜町火入れに関する条例になる。その他に、役場の行政事務を進めていく上で条例の委任を受けた規則が60本あり、要綱が95本、規程が8本、合計163本が現在押印を必要としているが、条例ではないため4月1日に向けて廃止をすることになっている。

(2) 議案第25号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：条例の改正に伴い、今後育休を取る人が増えると想定されるが、職員が減ることにより行政のサービスが低下することはないのか。

回答：今回の改正は、非常勤職員が該当するため実態は育休を取る職員は少ないが、仮に非常勤職員の方が取得をされても行政サービスが停滞しないように、事務分担や人員配置をしっかりとしていきたいと考えている。

質疑：今年、保育士の正規職員の方が数名退職されると聞いている。この現状は正規職員の環境状態が悪くなり、非常勤職員の環境が良くなっていくからではないか。非常勤職員の環境を良くしても、今後の保育業務が成り行かない気がするが対策はどうなっているのか。

回答：保育士については、家庭の事情、体調の関係、仕事と両立等のことで近年は途中退職される方が多く出ている。令和4年度から会計年度任用職員の期末手当も一般の正規職員と同じ率の手当を支給して給与等の改善を図ることから、正規職員と同じ考え方で勤務していくように意識改革に取り組んでいきたい。

質疑：役場職員と保育士の給与体系に格差があり、この格差をなくし同等まで上げないと保育士の職員の気持ちが悪化してくると思う。退勤時間も保育園では平均すると、夜の7時、8時が常識になっており、小さい子供がいる保育士は無理だと思っている。いくら保育士に使命感を持っていても、家庭が成り行かない状態で業務を続けるのは非常に難しいので、給与改善か環境を整えるか等の対策を取らないと、今後立ち行かないと考えるが改善する気持ちがあるのか。

回答：家事との両立を問題にされている職員が多くいるため、見直しができないか検討する取組みを始めている。確かに保育士の雇用確保は、非常に大事で現場も危機感を持っているが募集をしても応募が少ない状況である。そのため、一般職員と同じ採用時期から前倒しして実施する取組みを考えながら、あらゆる形で保育士の確保に努めていきたいと考えている。給与については、事務職と同じ給料体系なので簡単には上げられない状況にある。

質疑：改正の内容の中には、「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を義務づける」と書いてあるので、研修などで育児休業及び部分休業の取得要件を分かりやすく表記して説明していく必要があるのではないかと。取得要件の分かりやすい表記や説明を実施していくことは可能なのか。

回答：この改正要綱の（2）に記載されている育児休業を取得しやすい勤務環境等の整備の中に、育児休業の取得以降の確認を義務づけることや、研修、相談体制の整備を強化するとなっているので、それに基づいて積極的に事業を実施して取得しやすい環境に努めていきたいと考えている。

質疑：育児休業に関する相談体制の整備についてだが、これは誰が担当して責任を持って体制を整えて実施するのか。

回答：総務課で相談体制を整備し、対応していきたい。

質疑：育児休業に入られた方の代わりは、即対応できるのか。

回答：正規職員では、あらかじめ育児休業を取ると分かっているので、それに合わせて必要であれば、会計年度任用職員や正規職員の配置を人事で検討することになっている。

(3) 議案第26号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：今回の改定に伴って、総額どれくらいの減額になるのか。

回答：年間約800万円の減額になり、職員1人当たりでは約4万5,000円になる予定である。

質疑：町職員の給与に関しては、上がる要素はなくて下がる要素ばかりで数年来から変動があったように思う。そのたびに退職間近の職員の退職手当がかなり変わってくる話も伺ってきた。この人事院勧告がある限り、一般企業と違い、町職員は仕事の士気にも反映してくるので、職場環境の最も大切なものは給与形態ではないかなと考えているが、どのように考えているのか。

回答：公務員の給与は人事院勧告によるもので、それに準じて町職員も改定してきている。その前提で、町職員の給与を決定する場合には3つの原則により決まっている。一つは職務給の原則で、職務と責任に応じて決定する。二つは均衡の原則により、民間なり国、他の自治体等の給与を比較して考慮して決定する。三つは、給与条例主義として議会の議決により決定することである。この原則に照らし合わせて、国に準じて給与改定を行っているので、今回は下がるが上がればそれに伴って上げていく方針である。

質疑：職場を見ると、土・日曜日や祭日と時間外の管理をどのようにされているのか。出勤される職員に聞くと、ボランティア的に出勤している職員もいるとのこと。それは出勤している職員の気持ちも、もっと頑張らなければならないと思っているのか、仕事の能力がないので出てきているのか分からないが、時間外のサービス労働が非常に多いとのことである。今、働き方改革も実施している中、労務管理をどのようにしているのか、上司として事前に承諾をして出てきてもらっているのか、あるいは勝手に出てきている見方をしているのか、どちらなのかお聞きする。

回答：時間外や土・日曜日の勤務だが、すべて命令に基づいて行っている。時間外勤務だと、午後5時までに残業をすることを上司に報告し、上司がそれに基づいて命令することになっている。土・日曜日も同じ対応である。

(4) 議案第27号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：町長、副町長、教育長の給料及び旅費に関することだが、期末手当の支給割合を削減したいのであれば、人事院勧告を踏まえることなく、自らの理由を付して削減案を提出すればよいと考えるが。

回答：特別職の期末手当は、これまで人事院勧告に基づいて国家公務員の給与改定に伴って実施している。今回、それに基づいての改定であるので、人事院勧告に従って行いたい。

(5) 議案第28号 美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：美し野区ができたことで、山東公民館の事業対象となる区域に美し野を追加するという改正なのだが、美浜町の公民館の設置及び管理に関する条例の新旧対照表を見ると、耳公民館と山東公民館の事業対象となる区域があまりにも広いように感じる。以前、町の公民館運営の方針や展望があったが改善や対策は進んでいるのか。

回答：現在の各公民館の対象区域が多い少ないということであるが、これについては、旧村単位で以前から運営をしているので、今後も同じ対象区域でコミュニティをしっかりと守りながら進めていきたいと考えている。

質疑：今回の美し野区の規模は。

回答：世帯数は55世帯となる。

質疑：山東公民館内に55世帯が追加されるが、現在、その山東公民館自体が公民館として、あるかないか分からないような施設になっている。どんどん区が増えてきても、実際には公民館活動ができない気がするが大丈夫なのか。いつになったらしっかりした山東公民館ができるのか。

回答：基本的には山東公民館があるが、現在は佐田公民館をメインで借りる形で運営をしている。できれば来年度から一部サテライト方式の形でいろんな地区に出向いて出来ないかとの考えもある。今回、新しい区が出来たので山東公民館の企画運営、方針などを検討する運営委員会があるので、その中で新たに意見調整をしながら、今後の公民館の在り方について進めていきたいと考えている。

質疑：以前、北西郷公民館をモデル地区として、次の公民館を反映していくことを言ってきたが、どんどん違う方向に進んでいるように見える。北西郷公民館で多くの施設を使いながら料理教室を行っているのに、山東公民館では佐田公民館を仮屋としているためできないでいる。佐田公民館を、仮の山東公民館にするのなら早く実施したほうが良いと思う。何もせず、サテライト方式で行う方向性がよく分からない。教育委員会として、いつまでにどうしようと考えているのか。

回答：教育委員会でも、北西郷公民館の活動をモデルとして公民館開設、公民館会議等毎月実施している。各公民館でその実践体験を広げていく活動も進めている。今、新しい1つの区が増えたので、新しいタイミングになると思っているので、十分議論を深め進めていきたいと考えている。

質疑：3地区の公民館活動においては、今さらという感じがする。耳公民館にしても、あの小さい場所で地域の活動をするなら非常に無理があると思う。だから、この公民館活動自体を違う方向に考える時期だと感じる。今まで町の公民館活動を充実したいということで了解していたが、この数年見ているが充実しているとは思えない。公民館活動の情報が一回も出てないぐらい参加する機運になっていないのがあり、実際に大きな形の公民館活動、全体でやる活動がどんどん減ってきているように思う。この辺で再度考え

直す時期に来ていると思うが、進めていくことに変わりはないのか。

回答：現在、4館で公民館活動を進めているところである。令和3年度の実績では、各種講座や教室等を実施して、北、南、耳、東公民館それぞれ300名以上の参加による活動を進めている。数年前に比べると参加者も増えてきたと感じる。館長会議においてもいろんな意見がある中で、会議等を踏まえながら、新たな顧客と年代層の開拓を考えて公民館活動本来のコミュニティの場所としての位置づけの中で、展開できるように今後も進めていきたいと考えている。

(6) 議案第29号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：資産割の率が低下した分、所得割や均等割へ転嫁することによって課税世帯への影響がより大きくなるのではないのか。

回答：資産割がない世帯への影響が大きいのではないかということだが、試算では、それぞれ資産割があって、子供が何人いて、所得が多い、少ないなどいろんなパターンで計算している。資産割がなくて所得が多い、あるいは家族が多い世帯に限っては、若干多くなるという計算をしている。全体の18%ぐらいで224世帯は若干上がると考えている。

質疑：未就学児の均等割の保険税を軽減する規定が設けられているが、被保険者の状況に応じて金額的にどのような軽減措置が取られるのか。

回答：各世帯の状況に応じて、軽減なし、2割軽減、5割軽減、7割軽減としているのだが、軽減されていない分の半分を国と地方で持つ形の制度になる。7割軽減されている世帯は8割5分軽減になり、5割軽減されているところは7割5分軽減となる。また、2割軽減されているところは6割軽減となり、軽減のない世帯については5割軽減となる形である。現状では、18世帯22人の未就学児が対象になると考えており、軽減額については、50万円弱軽減できる形で試算している。

(7) 議案第33号 美浜町地域公共交通会議条例の制定について

質疑：美浜町地域公共交通会議をどれぐらいの頻度で開催していくのか。

回答：今年度の会議は、3回ないし4回の頻度で実施したいと考えている。

質疑：平成21年7月27日に美浜町地域公共交通会議というのが設置されているが、今回の地域公共交通会議とは名称が一緒なのだがどう違うのか。

回答：今までの会議については、コミュニティバスやJR、福鉄バスの民間の地域交通を含め輸送に関する内容について協議する会議である。今回、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づいて、町が地域公共交通計画を作成し、それを実施していく中で附属機関として、内容についてしっかり判断し、結論、方向性等を示す必要があるため、今まであった公共交通会議に計画の作成等の内容を入れ込み、移行する形で条例として位置づけをした。

(8) 議案第34号 美浜町役場庁舎改修基金条例の制定について
質疑：役場庁舎の改修には、電源三法交付金が使えないことで間違いないか。
回答：役場の庁舎改修には、電源三法交付金を充てることはできない。
質疑：この基金への繰入れは、全て一般財源になるのか。
回答：事業費が約3億3,000万円かかるが、すべて一般財源を予定している。
質疑：今年度の積み立て額は1億円か。
回答：今年度より積み立てを行う額は1億円である。
質疑：今後の基金の積み立て目標は、3億3,000万円を目標にするのか。
回答：改修の時期については、令和6年2月が美浜町制70周年の時期を迎えるので、その前後で改修したいと考えている。積立金額については、令和3年度では1億円で、令和4年度は一般財源の状況を見ながら、それに近い数字を積み立てていきたいと考えている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第24号 押印の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第25号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第26号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
は、賛成多数をもって承認することに決しました。

(4) 議案第27号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
は、賛成多数をもって承認することに決しました。

(5) 議案第28号 美浜町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(6) 議案第29号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
は、賛成多数をもって承認することに決しました。

(7) 議案第33号 美浜町地域公共交通会議条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(8) 議案第34号 美浜町役場庁舎改修基金条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、陳情について、協議がなされました。

陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

はじめに、議会事務局長から陳情の説明を受け、審査に入りました。

意見：シルバー人材センターは公益社団法人で利益を上げていく団体ではないので、会員の消費税分を負担する余力というのがそもそもないと言われている。生きがい就労や対価制度にしかない会員のわずかな収入に対して消費税を課税すること自体が、地域に貢献しようとしている高齢者のやる気や生きがいを削ぐことになるため、インボイス制度の導入は中止すべきだと考える。町民からのこの陳情を採択して、国に意見書を提出すべきだ。

意見：シルバー人材センターに働く方、職員は月に15日を超えてはならないとされている。平等にいろんな仕事をしてもらうために仕事を配分しているにも関わらず、消費税がかかるようになったらもっと疲弊する。事業者は、収入を得ようというよりも、これによって町の活性化にもつなげたいし、自分の生きがいにもつなげたいという気持ちでやっているのだから、意見書は提出すべきである。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

は、全員賛成をもって採択することに決し、議会最終日の本会議において採択された場合は、委員長を提出者として発委することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前11時54分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。